

## 「認知症予防ファシリテーター」

### 育成研修参加者募集

市では、認知症予防事業として行う講演会などのサポートや、7月から開始する「脳の若返り講座」で参加者のグループを支援していただくファシリテーターの育成研修を行います。

#### ファシリテーターとは

推進者・支援者という意味です。「脳の若返り講座」では、グループ活動の支援や、楽しい・自立的なグループづくりの促進といった役割を担っていただきます。

※3日間の研修を受講していただきます。

※この研修受講者は、平成28年度「脳の若返り講座」(7月から11月初旬ま

で開催予定)にファシリテーターとして参加していただきます。

研修日時 5月17日(火)・18日(水)・19日(木) 午前10時～午後4時30分

会場 市役所2階204会議室

対象 市内在住の方

募集人員 3人程度(申込多数の場合は抽選)

※昼食は各自で持参してください。

申込み・問合せ 4月18日(月)～28日(木)

(土・日曜日を除く)の午前8時30分から午後5時までに、電話または直接高齢福祉介護課高齢福祉係(内176へ

## ゴーヤとアサガオの種を

### 無料で配布しています



夏の節電対策、地球温暖化対策の一環として、グリーンカーテン用のゴーヤとアサガオの種を無料で配布しています。

グリーンカーテンには遮光効果があり、日中の直射日光が部屋に入るのを防ぐため、エアコンの使用抑制につながります。

グリーンカーテンを設置して、節電・地球温暖化の防止に努めましょう。

配布予定 合計2450袋(なくなり次第終了)

配布窓口 市役所1階案内・2階環境保全課窓口

問合せ 環境保全課環境保全係(内226)

## エコの心を育てよう!

### 環境フェスティバルに参加しませんか

#### 第5回羽村市環境フェスティバル

期日 6月4日(土)

会場 ゆとりぎ、産業福祉センター、ゆとりぎ前道路、図書館

#### エコ川柳の募集

今年の環境フェスティバルのテーマは「やってみよう!環境にエコなことです。身近で取り組んでいるエコなことやこれから取り組んでみよふと思っていることの川柳を募集します。優秀作品は、環境フェスティバル内で表彰を行います。受賞者にはエコグッズをプレゼントします。

応募方法 5月6日(金)まで(土・日曜日、祝日を除く)の午前8時30分～

午後5時に「住所・氏名・連絡先(電話番号・メールアドレス)、川柳」を

Eメールまたは、直接応募先へ(様式は問いません)

※複数の応募も可能です。

#### 環境にやさしい発明工夫展

廃棄処分する予定だったものを使って作った生活発明品を募集します。応募作品をフェスティバルで展示し、来場者が投票します。最多得票の作品の制作者には、エコグッズをプレゼントします。

応募方法 5月6日(金)まで(土・日曜

日、祝日を除く)の午前8時30分～午後5時に「住所・氏名・連絡先(電話番号・メールアドレス)」を記入し、

発明品に添えて直接応募先へ

#### フリーマーケット出店者募集

対象 市内在住の高校生以上の個人または団体(高校生は保護者の承諾が必要)

募集区画 10区画(1区画1.8m×2.7m程度、屋外を予定しています)

出店料 1000円

出店時間 午前10時～午後4時(予定)

応募方法 4月15日(金)～28日(木)(必着) (土・日曜日、祝日を除く)の午前8時30分から午後5時までに、出店者

要項を確認の上、申込書に必要事項を記入し出店料・提出書類を添えて直接応募先へ

※先着順で受け付けます。

※出店者要項・申込書は、市役所2階環境保全課窓口で配布するほか、公式サイトからダウンロードすることができます。

とができます。

#### 応募先・問合せ

第5回羽村市環境フェスティバル実行委員会事務局(環境保全課環境保全係) (内226)

〒205-18601(所在地記載不要) ☎205000@city.hamura.tokyo.jp



# 自転車を利用する皆さんへ みんなで守ろう！ 自転車のルール

問合せ 防災安全課防犯・交通安全係②16

自転車は、手軽で、環境負荷が小さく、健康増進効果が期待できる乗り物です。

しかし、自転車は車の仲間。交通ルールやマナーを守り安全に利用するとともに、保険に加入しましょう。



## 知っていますか？ 自転車安全利用五則

### ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

■ 車道と歩道の区別があるところでは、車道通行が原則です。しかし、次の場合は、例外として歩道を通行できます。

- 道路標識などで認められている場合
  - 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な方が運転する場合
  - 道路工事や駐車車両などにより車道の左側を通行することが困難なとき
- や、車の通行量が非常に多く危険な場合

### ② 車道は左側を通行

■ 自転車は、車道の左側に寄って通行しなければなりません。右側通行は禁止です。ただし、二重線以外の路側帯であればそこを通行することができます。



▶ 二重線の路側帯

### ③ 歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄りを行

■ 自転車歩道通行する場合は、車道寄りをすぐ停止できる速度で徐行し、歩行者の通行を妨げてはいけません。歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止するか自転車から降りて押して歩きましょう。

### ④ 安全ルールを守る

■ 飲酒運転は禁止です。複数の自転車が並んで走るとも禁止です（併進可）の標識がある場所を除く。二人乗りは、幼児用の座席に6歳未満の幼児を乗車させるとき以外は併進可の標識をやめましょう。



■ 信号を守り、一時停止場所では必ず止まって安全確認をし、夜間はライトを点灯してください。

■ 傘差し、携帯電話やメールをしながらの運転は違反です。

※イヤホンをしての運転も違反です。

### ⑤ 子どもはヘルメットを着用

■ 保護者は、13歳未満の子どもを自転車に乗車させるときや同乗させるときには、乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。